



石運整第380号の3  
令和2年2月18日

石川県内自動車分解整備事業者 殿

北陸信越運輸局石川運輸支局長



電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について

標記について、北陸信越運輸局長から別紙写し（令和2年2月10日付け北信技整第172号）のとおり通達があったので了知願います。



北信技整第172号  
令和2年2月10日

石川運輸支局長 殿

北陸信越運輸局長



電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について

標記について、自動車局長から別添写し（令和2年2月6日付け国自整第265号）のとおり通知があったので了知されるとともに、これに基づき実施するよう関係者を指導されたい。



国自整第265号  
令和2年2月6日

北陸信越運輸局長殿

自動車局長

電子制御装置整備の整備主任者等に係る運輸支局長等が行う講習について（依命通達）

道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第14号）により、分解整備の範囲について、取り外して行う自動車の整備又は改造を装置の作動に影響を及ぼす整備又は改造に拡大するとともに、対象装置として「自動運行装置」を追加し、その名称を「特定整備」に改める改正が行われた。

また、道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年省令第6号）の改正後の道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号。以下「新施行規則」という。）第57条第7号において、電子制御装置整備を行う事業場においては、一級自動車整備士の技能検定に合格した者又は同規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級の自動車整備士、自動車車体整備士若しくは自動車電気装置整備士の技能検定に合格した者で電子制御装置整備に必要な知識及び技能について運輸監理部長若しくは運輸支局長が行う講習（以下「講習」という。）を修了した者を有し、かつ、従業員の数の要件を満たすこととされているほか、新施行規則第62条の2の2第1項第7号に規定する整備主任者においても、同様の資格要件を課している。

このような状況に対応するため、今般、別紙「電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領」を定めたので、今後はこれにより講習を実施されたい。

なお、この要領の施行前に行われた講習のうち、自動車局整備課が認めた講習については、この講習を修了したものとみなす。

## 電子制御装置整備の整備主任者等資格取得講習実施要領

## 1. 目的

この要領は、電子制御装置整備に係る自動車特定整備事業の認証を受けた事業場又は新たに認証を受ける予定の事業場の整備主任者として選任される予定の者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、自動車整備士技能検定規則の規定による一級二輪自動車整備士、二級自動車整備士、自動車電気装置整備士又は自動車車体整備士の技能検定に合格した者に対し講習を行い、電子制御装置整備に必要な知識及び技能を習得させることを目的とする。

## 2. 電子制御装置整備の整備主任者資格取得講習

## (1) 受講資格

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任しようとする者（道路運送車両法施行規則第57条第7号に規定する要件を満たす従業員となる予定の者を含む。）であって、現に当該事業場において整備主任者として選任されている者（一級大型自動車整備士及び一級小型自動車整備士の技能検定に合格した者を除く。）又は以下に掲げる自動車整備士の技能検定に合格した者とする。

- ・ 一級二輪自動車整備士
- ・ 二級ガソリン自動車整備士
- ・ 二級ジーゼル自動車整備士
- ・ 二級自動車シャシ整備士
- ・ 二級二輪自動車整備士
- ・ 自動車電気装置整備士
- ・ 自動車車体整備士

## (2) 受講時期

電子制御装置整備を行う事業場の整備主任者として選任される前に受講するものとする。なお、本講習を修了した者は、他の事業場において新たに整備主任者として選任される場合であっても再受講する必要はない。

## (3) 講習内容

次に定める講習とする。この場合において、(ア)及び(イ)の受講の順序は問わない。

## (ア) 学科

自動車特定整備事業（電子制御装置整備に係る項目に限る。）に係る法令等に関すること。

## (イ) 実習

電子制御装置整備に関し、保有する自動車整備士の技能検定において不足する知識及

び技能を補うものであって、受講者自身による実務として発生する整備作業（エーミング作業）を含むこと。

なお、エーミング作業に関する実習にあつては受講者参加型とする。

(ウ) 試問

(ア) 及び (イ) の講習を受講した者に対して筆記試験を行う。

(4) 修了基準

(3) (ウ) の試問の結果、正答率 80%以上の者を講習修了者とする。

(5) 講習時間

(ア) 学科は 1 時間以上とする。

(イ) 実習は原則 3 時間以上とする。ただし、受講者の保有する自動車整備士資格及び受講人数を勘案し、状況に応じて実習時間を短縮することができるものとする。

(ウ) 試問は 30 分とする。

(6) 講習人員

(ア) 学科

会場の設備（緊急時の避難等安全確保策を含む。以下同じ。）及び受講者の管理等を考慮した適切な数とすること。

(イ) 実習

同時に講習を受ける者の数は、原則、車両 1 台あたり 25 名以下とすること。

(ウ) 試問

会場の設備及び受講者の管理等を考慮した適切な数とすること。

(7) 講習教材

(ア) 学科

自動車局整備課が定めるテキスト又は当該テキストと同等以上として同課が認めたものとする。

(イ) 実習

自動車局整備課が定めるテキスト又は当該テキストと同等以上として同課、運輸局（沖縄総合事務局含む）若しくは運輸支局（運輸監理部及び沖縄総合事務局陸運事務所含む。以下同じ。）が認めたもの、実車及びスキャンツール等の整備用機器とする。

(8) 講師

(ア) 学科及び試問については、運輸支局職員又は学識経験者とする。

(イ) 実習については、自動車整備振興会職員、学識経験者又は実務経験者とする。

(9) 講習の実施方法

- (ア) 学科及び試問は、運輸管理部長、運輸支局長又は沖縄総合事務局陸運事務所長（以下「運輸支局長等」という。）が実施する。なお、この場合、自動車整備振興会等の協力を得て実施することができる。
- (イ) 実習は、自動車整備振興会又は次の i から vi のいずれかに該当する者のうちから運輸支局長等が認定した機関（以下「支局長認定講習機関」という。）において実施する。
- i. 自動車メーカー系ディーラー、自動車メーカー経営のサービス工場その他自動車メーカーが運営する研修センター
  - ii. 輸入自動車取扱ディーラー
  - iii. 自動車整備商工組合（北海道にあっては北海道自動車整備協同組合連合会の会員である協同組合）
  - iv. 全国自動車電装品整備商工組合連合会（その傘下の商工組合含む）
  - v. 日本自動車車体整備協同組合連合会（その傘下の協同組合含む）
  - vi. 自動車整備士技能検定規則第 6 条の 18 第 1 項第 1 号に規定する一種養成施設
- (ウ) 運輸支局長等は、支局長認定講習機関の不正が認められた場合には、当該支局長認定講習機関の認定を取り消すとともに、不正が認められた当該講習を修了した受講者を未修了とすることができる。

また、受講者自らの不正行為が認められた場合には、当該受講者を未修了とし、2 年間講習を受講させない措置を講ずることができる。